

農地中間管理事業開始以後の宮田方式(2) —農作業受委託に焦点を当てて—

主任研究員 若林剛志

1 盛んな農作業受委託

東・東南アジアでは農作業の受委託が頻繁に利用されている。そこでは耕起、移定植、収穫といった機械作業が農家から委託されている。^(注1) 例えば、中国における稻の収穫では、企業や合作社が農作業を受託し、あたかも蜜源を求める蜂とともに移動する養蜂家のように、収穫期の早い南から北へと移動しながら作業を行っていく光景がみられる。これは稻作に限ったことではなく、小麦や大豆、トウモロコシでも確認される。ちなみに、中国では農作業受委託を「代耕」と呼んでいる。

日本でも農作業の受託を行う事業体がある。しかし、他国でみられる稻の生育過程における積算温度を考慮した南から北への大移動は、日本ではほとんどみられない。

しかしながら、長野県の宮田村では類似の光景をみることができる。もちろん、作付け品種によって作業適期を調整することで作業の平準化を図ることもあるが、同村の稻作では高低差を考慮して、標高が低く比較的温暖な圃場から標高の高い圃場へと順次受託した作業を進め効率化を図っている。その様子は、あたかも温暖な南方から北上するかのごとくである。

この宮田村の稻作における作業受委託には、1970年代設立の機械利用組合以来の歴史があり、機械作業を効率化すべく集団耕作組合と呼ばれる利用組合が耕起、田植および収穫といった主要な作業を引き受けってきた。その伝統は今も継続している。したがって、宮田村の水稻作では、農作業受委託が盛んであるというよりもむしろそれが一般的なのである。

2 農作業受委託と担い手への集積

日本では2023年までに担い手への農地集積

率を8割以上とする目標を設定し、担い手への農地集積を促進している。例えば、農地中間管理機構を利用しながら、農地貸借による農地の集積と農業経営規模の拡大を推し進めている。

農作業受委託は農業の生産性向上に寄与することもあり、担い手が耕起、移定植および収穫といった主要3作業を受託する場合、彼らが作業した耕地は、農地集積率を算出する際の集積面積に計上されている。

しかし、宮田村においては、農作業受委託が一般的であるにもかかわらず、その面積は担い手への集積面積にほとんど計上されていないようである。

その理由は2つある。第1は、機械を保有し、農作業を受託する各地区の集団耕作組合(以下、地区耕作組合)および村を包含するように設立されている集団耕作組合(以下、村耕作組合)が政策上の担い手となっていないためである。^(注2) 第2は、各地区耕作組合も村耕作組合も、いずれも主要3作業の全てを受託している訳ではないためである。

宮田村の水稻作においては、トラクターを使用する耕起と田植機を使う田植は各地区耕作組合が、コンバインを使用する収穫作業は村耕作組合がその作業を担ってきた。

そのため、担い手への農地集積率は、2021年4月時点で69.2%と比較的高いけれども、集積率を計算する際に使用する担い手への集積面積の多くが自作地と借入地で占められており、農作業受委託はほとんど計上されていないのである。^(注3)

3 2014年以後の農作業受委託の動き

2014年以後、宮田村において一般的である農作業受委託にも動きがあった。それは受託

組織の法人化である。もちろん、法人化は2014年以後に突然検討され始めたわけではない。契機は、2007年の水田・畑作経営所得安定対策(当時の呼称は、品目横断的経営安定対策)への加入の要件とされていた加入営農組織の法人化である。法人化は、その約束の履行であり、2015年に農事組合法人みやだが設立された。^(注4)

その法人に更なる動きが生じている。それは地区耕作組合と村耕作組合との統合の動きである。これまで、農事組合法人みやだは、村耕作組合の系譜を継いでいるため、同法人が受託する主たる作業は収穫であった。同法人に、地区で耕起および移定植を行っている各地区耕作組合の作業を新たに引き継ぐことで、主要3作業を集約的に行う組織を作り出し、これまで以上に効率的な作業を行うことを模索している。

したがって、宮田村の農業を作業受委託面からみた場合、担い手への集積という点で潜在力が高いことがわかる。既に述べたとおり、宮田村では作業受委託が一般的であり、今後は同法人が機械を利用する主要3作業を一手に引き受ける体制が整うこととなるからである。

加えて、同法人は既に認定農業者でもあるから、将来、法人の作業受託面積が担い手への集積面積として計上されることになるだろう。2021年4月時点の集積率は約7割と既に高いが、その値は更に高まる可能性がある。

4 作業受委託と住民生活

これまで農作業受委託に焦点を当てて論じ

(注1)稻の場合は、苗の移植から種の直播きへの移行が進みつつある。

(注2)ちなみに、人・農地プランにおける中心経営体にもなっていない。

(注3)宮田方式の概要と農地中間管理事業開始以後の宮田村における農地利用の権利に関しては若林(2022)を参照。

(注4)農事組合法人みやだは、水稻作の農作業受託だけでなく、農地を賃借したうえで水稻および転作作物の栽培も行っている。

てきたが、元々、同村における作業受委託は、過剰な装備による各農家の機械貧乏防止と、効率的な機械利用を目指したものであり、利用組合がその役割を担ってきた。そして、機械貧乏の防止からもわかるように、村が農業、特に農地や農作業といった生産要素に関与してきた根底には、農家の暮らしの維持や向上にある。この点を踏まえながら改めて農作業受委託を考えてみる。

確かに、農業には投資が必要であり、効率的な作業を可能とする機械が必要となる。作業受委託は個別の生産者が大きな投資をせずとも、耕作者による農業生産が可能である。そのことが東・東南アジアで頻繁に利用される要因のひとつであると考えられる。宮田村の例も、この一連の動きに位置付けられるであろう。

同村では、これまで主要作業を受委託で行い、各農家の米の生産費用を低減させてきた。このことにより、農家が農業経営を続け、定住し続けることができる環境をつくろうとしてきた。

実際、近隣での就業機会もあり、農外就業が中心の世帯は作業を委託しながら農業経営を続け、農業を中心とする世帯は、受託という農業サービスへの従事から収入を得ると言った具合に、世帯の生計をより維持しやすくすることを可能にさせ、農作業受委託は一定の役割を担ってきた可能性がある。

宮田村における農作業受委託は、一法人への一本化を行うことで、村全体を見渡した効果的な機械投資を可能とし、今後一層の合理化が図られることが期待される。農作業受委託を中心に据えながら、その担い手を確保しつつ更なる前進を遂げようとする宮田村の、宮田方式の挑戦は引き続き注目に値する。

＜参考文献＞

- ・若林剛志(2022)「農地中間管理事業開始以後の宮田方式(1)－農地利用の権利に焦点を当てて－」『農中総研情報』第93号、12-13頁

(わかばやし たかし)